

学校法人永原学園西九州大学短期大学部と一般社団法人佐賀市観光協会との  
包括的連携・協力に関する協定書

学校法人永原学園西九州大学短期大学部と一般社団法人佐賀市観光協会（以下「両者」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が、相互の発展をめざして幅広い分野で連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は次の事項について連携・協力する。

- （1）地域観光と地域活性化に関すること
- （2）インターンシップ、情報教育及びその他教育活動に関すること
- （3）教育活動及び教育課程の評価に関すること
- （4）その他両者が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 この協定による連携・協力の方法等については、両者間で協議してその都度定めるものとし、定期的に協議の場を持って推進を図る。

（情報の保持）

第4条 両者は、この協定に基づき連携・協定を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、一方または双方から相手方へ連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は継続するものとする。

（その他）

第6条 この協定の具体的な事項の実施及び本協定に定めのない事項については両者の協議によるものとする。

本協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

令和3年 6月29日

佐賀市神園三丁目18番15号  
学校法人永原学園 西九州大学短期大学部

佐賀市白山二丁目7番1号  
一般社団法人 佐賀市観光協会

学長  
(署名) 福元裕二

会長  
(署名) 牛島英人